

軽度・中等度難聴の18歳以上の方へ補聴器購入費一部助成

対象者 下記の(1)～(5)全てに該当する方が対象となります。

- (1) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上、又はこれに相当すると医師が認める場合で、身体障害者手帳の交付の対象とならないこと
- (2) 耳鼻咽喉科治療による聴力改善が見込めないこと
- (3) 申請日において横手市に1年以上住民登録のある18歳以上の方
- (4) 市税の滞納がない方
- (5) 当該助成金の交付を過去5年間受けていない方

補助額 新たな補聴器(本体及び付属品)の購入費(上限5万円)

- 医薬品医療機器法の管理医療機器として認定された補聴器であること
- 付属品のみで購入でないこと
- 診察に要する経費、意見書作成手数料、補聴器の送料、購入後に行う補聴器の調整に要する経費等を除いたものであること

申請期限 医師的判定意見書の作成日から、おおむね3か月以内に申請してください。

- 申請書類**
- 助成金交付申請書兼実績報告書
 - 助成金請求書
 - 医学的判定意見書
 - 補聴器の領収書(メーカー、機種、型番、購入日が明記されているもの)
 - 委任状(代理申請の場合)

持参するもの 申請者の顔写真付き身分証明書
(運転免許証、マイナンバーカード、*運転経歴証明書)
*平成24年4月1日以降のもの

注意事項 助成金請求書の訂正時は、訂正箇所^二に二重線を引き、訂正箇所と請求書氏名欄に押印すること。(シャチハタ不可)
補聴器購入日が医学的判定意見書の作成日より後であること。

提出先 健康推進課(横手市横山町1番1号 横手保健センター内)
各市民サービス課

～申請の流れ～



成人（18歳以上）

軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成金のご案内



横手市

申請および問い合わせ先

健康推進課 〒 013 - 0044 横手市横山町 1 番 1 号
TEL 0182 - 33 - 9600